藤市協第10143号令和6年9月26日

大阪社会保障推進協議会 会長 安達 克郎 様

藤井寺市長 岡田 一樹

「「2024年度自治体キャラバン行動」に関する申し入れと懇談への対応のお願い」について(回答)

平素は藤井寺市政にご理解、ご協力を賜り誠に有難うございます。 令和6年6月18日付でご要望いただきました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

# (連絡・問合先)

藤井寺市市民生活部協働人権課 広聴・協働担当 山本・前川 TEL 072-939-1331 (直通) FAX 072-952-8981 e-mail chiiki@city.fujiidera.lg.jp

## 1. 職員問題

① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

# <u>(回答)人事課</u>

自治体においては、社会情勢変化や国の制度改正などに対応し、新たな行政課題、市民ニーズ に即応した持続可能な市民サービスを提供できることが求められております。

そのような中で行財政運営の円滑な執行の観点から、必要な体制整備と適正な人員配置を行う ことは非常に重要な課題であると認識しております。

行政課題とニーズに即応できるよう組織機構の整備を行い、その職員配置については、正規職員の配置を基本としつつ、職務の専門性、業務内容に応じ様々な任用形態をとっております。定型業務、臨時的業務においては会計年度任用職員を、高度な専門性を有する職においては、非常勤特別職の任用をしているところであります。

基礎自治体として、持続可能な行政運営の在り方、職員のワークライフバランスも考慮し、職員の適正配置と人材育成に取り組み、市民福祉の増進につながるよう努めてまいります。

② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

#### (回答) 人事課

本市の一般行政職の正規職員の内訳に関して、67%が男性職員、33%が女性職員という比率となっており、平均継続勤務年数において女性が男性よりも 5.8 年短く、平均年齢も女性が男性よりも 6 歳短いという結果により、管理職の偏りが生じていると考えられます。しかしながら、管理職総数の女性比率は 4 月時点で令和 5 年が 27.5%に対して令和 6 年が 28.4%となり、徐々に差は縮まりつつあります。

本市としましては、女性職員が出産・育児・介護を契機として退職せざるを得ない状況にならないよう、また、昇進を諦める職員を生み出さないために、今後も特定事業主行動計画に基づき、固定的な性別役割分担の是正や男性の育児参加促進等を推進し、女性職員の活躍及び男女共同参画の職場づくりを進めてまいります。

③ 大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。ま

た、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの 変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない 書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置 すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

#### (回答) 人事課

全国的に在留外国人は増加傾向であることから、将来的に本市における外国人在住者も増加すると推察されます。また、行政用語は難しく、外国人が申請用紙等の内容を理解することが困難であることから、今後より一層の多言語対応が可能な市民サービスの提供が求められていることは認識しております。

現状としましては、外国語対応できる専門職員の配置はできておりませんが、外国人に対する 市民サービス向上に向けて、まずは、優しい日本語表記や通訳器等の活用など多言語対応に対す る職員の理解促進に努め、また、外国語対応ができる職員の把握・活用について検討してまいり ます。

## (回答) 協働人権課

日本に住む外国人は国籍が多様化しており、全ての外国人の母国語で対応することは難しくなってきているため、外国人に対しては母国語ではなく「やさしい日本語」を使うことを基本としています。日本語を全く話せない外国人で、職員や通訳器でも対応が困難な場合には、外部組織の3者間通訳を利用して対応しています。

# <国籍別人口>(令和6年6月末)

国籍	人口 (人)
ベトナム	305
韓国	235
中国	142
ネパール	126
フィリピン	75
ミャンマー	45
インドネシア	23
タイ	16
カンボジア	16
台湾	16
ブラジル	15
米国	11
その他24か国(10人以下)	73
合計	1, 098

- 2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について
- ① 2023 年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った 18 自治体においては、その 報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

# \_(回答) 子育て支援課

本市におきましては、令和 4 年度に、子どもたちや子育て世帯への支援のあり方の検討に役立 てるため、市内在住の小学 5 年生・中学 2 年生とその保護者を対象にした「子どもの生活に関す る実態調査」を市独自で実施したところです。

この調査結果報告書につきましては、「子どもの未来応援プラン〜子どもの貧困対策推進計画 ~」とともに、市ホームページに掲載しております。

- ② 子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮 I 世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。
  - イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請など も取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乗せして支給 額を増やすこと。

#### (回答) 教育総務課

本市では申請の簡素化を図る為、すでに令和5年度よりオンライン申請を行っております。 現在本市におきましては一人一台のタブレットの利用が始まり、その持ち帰りに伴う家庭での オンライン通信費につきまして、令和3年度より月500円を支給しております。

国基準からの上乗せの件につきましては、援助項目なども含めまして他市の状況を調査研究してまいります。

ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

# (回答) 子育て支援課

令和 6 年 7 月現在、本市では 8 団体でこども食堂を運営していただいておりますが、いずれも 月  $1\sim2$  回程度の開催であり、朝食対応しているところはありません。

運営者の方々のご意向等も確認しながら、引き続き市内のこども食堂をサポートしてまいります。

#### (回答) 教育総務課

学校内での子ども食堂につきましては、他市においては学校の家庭科室を利用し行っていると

ころもあります。

学校施設の貸し出しにつきましては、営利を目的とする団体にはお貸しできないなど一定のルールがありますので、実際に行われている他市の状況を調査研究してまいります。

ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

## (回答) 福祉総務課・生活支援課

藤井寺市社会福祉協議会が、大阪いずみ市民生活協同組合と「食材支援に関する」協定を締結 しています。また、生活に困窮する方に対してフードパントリー事業を実施しており、本市はホ ームページ等で事業周知の協力を行っております。

生活支援課自立相談支援担当に生活困窮者の食材支援についての相談があった場合は、藤井寺市社会福祉協議会と連携し対応しております。

## (回答)教育総務課

学校の空き教室の無償提供につきましては、営利を目的とする団体にはお貸しできないなど一 定のルールがありますので、実際に行われている他市の状況を調査研究してまいります。

二、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

# (回答) こども育成課

児童扶養手当の申請及び現況届の提出時には、DV に関連した離婚をされた方をはじめ、必要以上に受給者のプライバシーの問題に立ち入らないよう、今後も人権に配慮した対応を心がけてまいります。

また、面接時におきましては、「子育てマップ藤井寺」といった冊子やその他のチラシ等を用いながら、他の制度やひとり親家庭等のための制度をあわせてご案内しています。

日本語を母国語としない方等に対しましては、代筆や簡単な日本語での説明を行うなどの対応 に努めておりますが、引き続き、日本語を母国語としない方へのより良い対応について検討を進 めてまいります。

③ 子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入 院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

#### (回答) 保険年金課

本市におきましては、ひとり親家庭等医療費助成制度について、18歳到達年度末までの子、その父母及び養育者に対し自己負担金の一部を助成しており、また、子ども医療費助成制度については、令和3年4月より18歳到達年度末まで対象年齢を拡充し、自己負担金の一部を助成しているとともに、入院時の食事療養費についても助成を実施しているところです。

これらの医療費助成制度につきましては、大阪府補助制度で定められた事務処理要領の基準となる制度を準用しているため、無償化を導入するには、対象者の一部自己負担額が全額本市の負担となることから、本市の厳しい財政状況下にあって、限られた財源の中で市単独での実施は困難であると考えております。

今後も市長会等を通じまして、国や大阪府に対して、国における制度化と府制度の拡充の要望をしてまいります。

また、妊産婦医療費助成制度につきましては、他都道府県等で助成が行われていることは把握しておりますが、制度の創設にあたりましては、すべての負担を自治体で賄う必要があります。本市におきましては、厳しい財政状況下にあって、限られた財源の中で市単独での実施は困難であることから現時点では実施の予定はございませんが、国や府、府下市町村の動向を注視してまいります。

# ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

#### (回答) こども育成課

令和元年 10 月より、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、1 号認定子ども及び 2 号認定子ど もの保育料が無料となりました。副食費については、無償化の対象から除外されております。

現在、年収 360 万円未満相当世帯と全ての世帯の第3子以降の子どもが副食費の免除対象となっており、その他の世帯には、副食費をご負担いただいています。

本市では子育て世帯を支援するため、主食費について、公立保育所では無償としており、また、 民間保育所等には、一か月 1 人当たり 400 円の補助を行っております。ご要望の副食費の無償化 につきましては、市の負担が高額となることから、現在のところ財政的に踏み込むのは難しいと 考えております。

# (回答) 学校教育課

本市においては、昭和46年から柏原市との共同調理場にて、小中学校へ給食を提供しております。一昨年度、耐震補強の工事を実施したこともあり、当面の間、共同調理場を継続することになります。また、一昨年度の1~3月の3か月間、また、昨年度は9~12月までの4か月間、地方創生臨時交付金を活用して小中学校の給食費無償化を実施しました。

学校給食費無償化については、子育て世代への支援として、有効な施策の一つであると考えますが、市財政に与える影響が大きいことから、慎重に事業実施の判断をしていかなければならないと考えております。

⑤ 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

# (回答) 学校教育課

子どもたちの口腔状態は、「むし歯経験歯数及び口腔状態調査」において把握していきます。また、「要受診」とされた児童生徒については、保護者への検診結果の通知の際に歯医者を受診するように、通知しております。また、本市においては、年間 2 回の歯科検診を実施することで、児童生徒の状況を確実に把握するようにしております。

⑥ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

# (回答) 学校教育課

市内小中学校では、限られた水洗スペースしかないため、給食後に一斉に歯みがき指導を実施することは困難と考えています。小学校 1・2 年生を中心に、歯科医師会から歯科医師、歯科衛生士に来ていただいて、歯磨き指導に取り組むことで、児童の意識向上に努めております。また、各校が学校保健便りで、口腔内の健康を守ることの大切さについて、保護者へ啓発するなど、学校と家庭で歯みがきの重要性を共有するようにしております。

⑦ 障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一時医療圏に所在する 障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

# (回答)健康・医療連携課

藤井寺市では、藤井寺市・羽曳野市・富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・ 千早赤阪村とともに「南河内圏域障がい児(者)歯科診療」を河内長野市立保健センターにて運 営しております。こちらの施設は、障がい児(者)の方の専門の歯科診療施設として、医療従事 者等の研修も定期的に実施し、安心して診療を受けていただける施設となっております。

こちらの施設の案内は、ホームページや「子育てマップ藤井寺」に掲載し、ポスターの掲示も 行っておりますが、今後も広くご利用いただけるようにご案内をしてまいります。

⑧ 最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

#### (回答) 戦略調整課

家庭の経済状況にかかわらず、意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けることができるようにすることは、極めて重要なことであり、教育の機会均等を図る観点からは、全国一律の制度であるべきであり、まずは国が制度を整備すべきものと理解しております。

国では平成22年度から高校授業料の無償化に取り組み、令和2年度からは高校生を対象とした返済不要の奨学給付金制度が導入され、大阪府においては令和6年度より授業料無償化制度が拡充され、所得に関係なく授業料が完全無償化となりました。

また、大学生等を対象とした支援に関しては、無利子奨学金の拡充や償還据置期間の延長などの改善策を講じており、経済的な理由にかかわらず就学の機会を得られるような仕組みづくりがなされてきております。

そのような状況も踏まえ、本市独自で給付型奨学金を創設することは、財源問題を始め、給付の基準設定、高等教育を受ける者と受けない者との公平性が担保できるかどうかなど、難しい問題が存在していることから、今後も、国・府・他市町村の動向を注視しながら、意欲と能力のある学生が経済的理由により就学を断念することがないように、既存の日本学生支援機構や大阪府育英会の奨学金制度も含めた現行の制度にて支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

# (回答)教育総務課

# 【自治体独自の給付型奨学金】

本市におきましては、市内公立中学校に通う生徒の中で、生活保護世帯及び就学援助世帯を中心に、入学準備金を給付しております。

#### 【高校入学に係る支援制度】

高等学校等への進学に向けて、国や府の奨学金制度に関する説明について、各校の進路説明会 や進路懇談を通じて、保護者に直接かつ複数回お伝えするようにしております。また、各校で定 期的に進路通信等を発刊し、奨学金制度案内や応募の締め切り期限なども適宜アナウンスしてお ります。さらに、教育相談員による相談窓口を設置し、その中で、進路相談や奨学金制度につい て、電話や面談で相談できる体制を作っております。

⑨公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

## (回答)都市デザイン課

市営住宅は現在、管理戸数が2戸であり、全ての住宅が満室の状態でございます。そのため、 空室を活用してご要望にお応えすることは現段階では非常に難しい状況です。また、市営住宅は 法令や計画に基づく使用が前提となっており、目的外利用には制約がございます。

#### ⑩ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済

# 支援制度等独自制度を実施すること。

#### (回答) こども施設課

保育士不足につきましては、全国的にも深刻な問題となっており、当市におきましても、人材 確保は重要な課題です。

国が定める「保育士宿舎借り上げ支援事業」につきましては、民間保育施設において実施している施設に補助を行っております。奨学金返済支援制度等独自制度につきましては実施しておりません。

今後につきましても、保育士等の人材確保に努め、保育の質を保っていきたいと考えております。

#### (回答) 生涯学習課

放課後児童会指導員の確保は本市児童会運営にとって大きな課題と認識しております。

こども家庭庁において、保育人材確保事業が定められています。

その件について大阪府に確認いたしましたが保育士の確保支援が主であり、放課後児童クラブ 支援員等を対象とした家賃補助制度や奨学金返済支援制度独自事業についての補助ではなく、放 課後児童クラブ支援員等に当てはめるには難しいとの回答を得ました。

指導員の確保について、今後も引き続き放課後児童会運営に支障のないように努めてまいります。

① 役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fi にアクセスできるようにすること。

#### (回答) DX推進課

フリーWi-Fi の整備は、市民サービスの向上の他、災害対策、観光振興など社会基盤として重要な役割を有しているものと承知しております。

しかしながら、整備促進に関しては初期設置費用に加え、維持管理経費もかかることから、今後は、他の自治体の取り組み状況等も注視しつつ、整備の有益性や住民ニーズ等を考慮しながら、各施設の利用目的や有効活用の面から検討してまいりたいと考えております。

① 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など 96 万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており 3 月 28 日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道 30 分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されて

## いない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

#### (回答) 学校教育課

日本国際博覧会(大阪・関西万博)児童生徒招待事業は、「いのち輝く未来社会のデザイン」を テーマに開催される大阪・関西万博に小・中・高校生を招待し、子どもたちが未来社会の先進的 な技術やサービスに直接触れてもらうことで、将来の夢や希望を感じ取ってもらえることを趣旨 として、大阪府が実施する事業です。

現段階では、「交通アクセス」、「万博会場施設の詳細」、「安心安全の担保」等の課題につきましては、大阪府や万博協会等からの情報を注視してまいります。

# 3. 医療・公衆衛生

① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針に基づき、本年12月2日より現行の健康保険証が廃止される(1年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

#### (回答) 保険年金課

マイナンバーカードによるオンライン資格確認については、他人の情報が紐付けされるなどのトラブルが発生していることや資格確認書の発行など新たな業務が生じることについては、十分承知しております。

これらの改正については、マイナンバーカードの取得が任意であることを踏まえ、すべての方が医療機関の受診に際し不利益が生じることがないように、運用上十分な配慮がなされるよう、市長会を通じ国に対し要望を行っています。

② 新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

#### (回答)健康・医療連携課

新型コロナウイルス感染症が想定以上に感染拡大した場合、受診可能な医療機関や、病床の確保が重要になることについては認識しています。

感染拡大時の人材確保や保健所機能の充実、強化について、大阪府に対して対策を講じるよう、 引き続き要請していきたいと考えております。

③ PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

# (回答) 環境衛生課

「土壌検査を実施すること」について、土壌汚染対策については大阪府の権限となっており、 土壌汚染対策法に基づく要件に合致した場合に、土地所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、 知事に報告することとされています。

PFAS による土壌汚染のおそれがある場合には、速やかに大阪府に報告し、土壌検査を実施するように働きかけてまいります。

# (回答) 健康・医療連携課

血液検査については、有機フッ素化合物の人への影響について、各機関で知見が集積されつつ あるものの、発がん性などの毒性については現時点で国際的な統一評価値がないことから、大阪 府に検査の必要性の有無について確認し、検査や相談窓口の開設が必要であれば実施に向けて大 阪府と連携してまいります。

# 4. 国民健康保険

① 2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

## (回答) 保険年金課

令和 6 年度に保険料率の完全統一化が実施され、市独自基準による減免制度も実施できなくなりました。そのような中、本市としましても、統一保険料率の抑制が図られるよう、大阪府に対して一層の保険料抑制財源の確保や低所得者減免の共通基準化を図るよう要望しているところです。また、基金積立金については、大阪府国保運営方針に使途が明記されており、直接保険料の引き下げに活用することはできませんが、被保険者に対する保健事業の充実などに活用できるよう検討してまいります。

② 18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度 化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわ かりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請に ついてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしずウ ンロードができるようにすること。

#### (回答) 保険年金課

子どもの均等割保険料については、令和 4 年度から未就学児にかかる均等割保険料を 5 割軽減する制度を実施していますが、さらなる負担軽減となるよう、国に対し対象年齢や軽減割合の拡充など要望を行っております。新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金制度は国の財政支援を受けて、感染拡大を防止するため緊急的・特例的な措置として実施したものであり、現時点において新たに傷病手当の制度化は予定していませんが、今後とも国や府の動向を注視してまいります。

減免などの各種制度については、市の広報紙やホームページへの掲載により周知に努めています。また、申請様式についても可能なものについてはホームページからダウンロード可能となっており、一部の申請についてはオンライン申請での手続きを実施しています。

③ 3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

#### (回答) 保険年金課

資格確認書の発行については、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を利用できない 状況の者に申請によらず交付することとしています。国はマイナンバーカードの電子証明書の更 新手続きを失念した方についても資格確認書を発行することとしており、その運用方法について 注視していきます。

④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

# <u>(回答)保険年金課</u>

保険料の決定通知・納付書・国保のしおり等について、現時点では外国語対応を行っておりません。行政機関として外国語対応のみならず被保険者に寄り添う市民対応が重要であると認識しておりますので、今後も状況を見極め適切な措置が行えるよう、検討してまいります。

# 5. 特定健診・がん検診・歯科検診等

① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

#### (回答)健康・医療連携課・保険年金課

特定健診の受診率については、毎年受診率向上対策の分析・評価を行っています。

令和4年度の特定健診の受診率は48.8%となっており、全国平均の37.5%、大阪府平均の30.8% を上回っている状況です。

また、年度初めに、外国語の方への対応をしてくださっている藤井寺市・羽曳野市の医療機関 を調査し、案内しております。

本市の令和5年度のがん検診の受診率は胃がん検診6.6%、大腸がん検診5.4%、肺がん検診4.9%、子宮がん検診11.7%、乳がん検診14.7%となっております。

がん検診は保健センターでの集団検診に加え、大阪がん循環器病予防センターでの施設検診や、 医療機関での個別検診を実施しています。令和6年度より内視鏡検査による胃がん検診を開始しています。子宮がん検診では医療機関での受診で、夜診や土曜日も受診可能です。また20歳女性に子宮頸がん検診の無料クーポン券、40歳女性に乳がん検診の無料クーポン券の配布、特定年齢者への個別通知・未受診者への再通知、市ホームページからのがん検診申し込み受付を実施しております。今後も市広報紙やポスター、ホームページ、SNS等を通じて市民に周知し、がん検診受診率向上を図ってまいります。

② 大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

# (回答)健康・医療連携課・保険年金課

本市では現在、各乳幼児歯科健診に加え、20歳・25歳・30歳・35歳・40~50歳(毎年)・55歳・60歳・65歳・70歳の方に対する成人歯科健診、妊婦の方に対する妊婦歯科健診を無料で実施しております。また、75歳以上の方に対しては、大阪府後期高齢者医療広域連合による、大阪府後期高齢者医療歯科健診を無料で毎年受診していただけます。

なお、大阪府後期高齢者医療にご加入でない方には市で実施している歯科健診を無料で受診していただけます。

国の骨太の方針にも示されている「国民皆歯科健診」の動向も注視し、よりよい歯科保健事業を目指してまいります。

訪問歯科健診につきましては、治療となることが多いため、藤井寺市歯科医師会で立ち上げておられる「在宅ケアステーション」をご紹介するなどし、関係機関と連携を図っております。

特定健診の項目は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施等に関する基準(平成十九年十二月 二十八日 厚生労働省告示第百五十七号)」の第一条に定められており、全国統一の基準となって いますので、追加することはできません。

# 6. 介護保険・高齢者施策

① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を 一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市 町村にあっては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げに よる保険料基準額の引き下げを求めること。

#### (回答) 高齢介護課

一般会計からの繰入につきましては、本市の財政状況及び世代間負担の公平性を鑑みた上で、 法定分以外での繰入は現状では実現が困難な状況です。なお、第9期介護保険事業計画は、介護 給付費準備基金の残高全額を繰り入れた計画となっております。

また、介護保険給付費に係る国の負担割合の引き上げにつきましては、国に対して要望しております。

② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

#### (回答) 高齢介護課

本市の介護保険料は、世帯全員の課税状況及び被保険者本人の合計所得金額・課税年金収入額等に応じて15段階の保険料を設定しておりますが、本市独自の対策として、所得が低く生活に困窮されている方を対象に、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しております。これ以上の減免制度の拡充は、全体の保険料をさらに引き上げる要因となるため、現在考えておりません。しかし、現在実施しております減免措置については、引き続き広報紙やホームページへ掲載することにより、制度の周知に努めて参りたいと考えております。

③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置 (補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。

#### (回答) 高齢介護課

利用者の負担減免・軽減は、従来の国制度を活用して図って参りたいと考えており、市独自の制度は現状、実施予定はございません。

#### ④ 総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、全ての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

# (回答) 高齢介護課

本市における訪問型サービス・通所型サービスは、緩和した基準によるサービスは実施していないため、すべての要支援認定者が心身状況に応じて従来相当サービスを利用できます。また、新規・更新を問わず介護認定の申請理由を丁寧に聞き取りながら手続きを進めており、必要性がある方の認定申請を抑制することはございません。

ロ、総合事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)の対象を要介護1~5認定者の拡大しないこと。

#### (回答) 高齢介護課

介護予防・生活支援サービス事業の対象者については現状、国で決められており、市で独自に 対象者範囲を拡大するということはございません。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者など の有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

#### (回答) 高齢介護課

従来相当型の訪問型サービスを実施しているため、単価設定についても従来相当で実施しております。

二、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマ ネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

#### (回答) 高齢介護課

本市が行う地域ケア会議は、利用者の心身状態や意向にもとづき運動・栄養・口腔の各専門職が助言することで不足する視点を補ったり、地域に共通する課題についての解決策を議論したりする場であり、利用者に対し介護サービスからの卒業を迫るという目的での運用はしておりません。

⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護 予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられ るようにすること。

#### (回答) 高齢介護課

保険者機能強化推進交付金は、保険者として今取り組んでいることがきちんと目的に向かっているかどうかを確認するための指標が示されているものです。交付金を獲得することだけにとらわれず、示される指標は保険者としての取組状況確認と目標設定に活用しながら、真に必要な人が必要なサービスを受けられるよう、持続可能な制度運営を目指してまいります。

⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

# <u>(回答) 高齢介</u>護課

処遇改善助成金に関しまして、従来の国制度を活用して図って参りたいと考えており、市独自の制度は現状、実施予定はございません。

国に対しては、処遇改善制度を求める事を検討します。

⑦ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

#### (回答) 高齢介護課

高齢者の住まいと生活の確保や一体的な支援に取り組み、入所待機者にあたっては、動向を調査により注視してまいります。

⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

## (回答) 高齢介護課

サービス利用時の自己負担割合における2割負担者の拡大及び居宅介護サービス計画給付費等の自己負担の導入については、国に対して慎重に検討するよう要望しております。

⑨ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

## (回答) 高齢介護課・健康・医療連携課

本市では熱中症予防の取組みとして、広報紙・ホームページへの掲載、市役所庁舎での懸垂幕 及びポスターの掲示、啓発用チラシの配布を行っています。

また、市立老人福祉センター「松水苑」では、熱中症予防についてのポスターの掲示に加えて 啓発用チラシの配布、毎日3回の館内放送、施設職員による声掛け等を行うことにより、熱中症に 対する注意喚起を図っています。

高齢者のみを対象とした「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態を回避することを目的とした電気料金補助制度につきましては、現在考えておりません。

⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

#### (回答)高齢介護課

介護保険被保険者証のマイナンバーカード化につきましては、先行して実施される国民健康保 険証の状況や国の動向等を注視してまいります。

⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

#### (回答) 高齢介護課

補聴器につきましては、その機能や形状により価格に非常に大きな幅があると聞き及んでおります。高価なものになると数十万円になることもあります。

その上、購入後も状態に合わせて調整していく必要がありますので、更にメンテナンスにも経 費が掛かります。

そのため補聴器の購入に対する補助が、どの程度の実施効果があるのか依然計りかねていると ころでございます。

今後も、引き続き国や大阪府に対して強く要望を行いつつ、先行している自治体の状況や実施 効果に注視してまいります。

① 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ

# 検査キット等の配布を行うこと。

#### (回答)健康・医療連携課

新型コロナワクチンは秋冬接種として、65歳以上の方及び、60~65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能などに障害のある方に対し定期接種を実施します。接種費用は一部自己負担が必要となります。(生活保護世帯の方は全額公費で接種)

③ 2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、 高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

#### (回答) 保険年金課

後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し等につきましては、持続可能な医療保険制度の構築に向け、すべての世代で負担能力に応じて公平に支え合う仕組みとするためのものであると認識しております。

自治体独自の老人医療費助成制度の創設につきましては、大阪府の補助制度がない中にあっては、すべての負担を自治体で賄う必要があり、安定的および継続的な事業実施のためには、安定財源の確保が課題となってきます。

本市の財政状況が厳しい状況下にあっては、新たな財政負担が必要となる市単独での助成は大変難しい状況であり、本市独自の助成制度の創設は困難であると考えております。

④ 帯状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

#### (回答)健康・医療連携課

帯状疱疹ワクチンの定期接種化が、現在国で審議されております。国の動きを注視し、定期化が決定しましたら、速やかに接種ができるよう準備を進めてまいります。

# 7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

#### (回答) 福祉総務課

65 歳到達前に、介護サービスについての意向を確認し必要に応じた案内をしておりますが、実

際に要介護認定の申請をされるまでの期間は、障害福祉サービスの提供を行っております。

② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

## (回答) 福祉総務課

65 歳到達前に、65 歳到達後の福祉サービス等の利用意向を聞き取り、対象者の方が、要介護認定等の申請を希望されない場合においても、障害福祉サービスを一方的に打ち切ることなく、厚生労働省の通知等に即した取り扱いを行っております。今後も引き続き適切な運用を行ってまいります。

③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを 設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に 係る留意事項及び運用の具体例等について」(令和5年6月30日)等で厚生労働省が示す基準 にもとづく運用を行うこと。

#### (回答) 福祉総務課

介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めないルールは設けて おりません。サービスの必要性について対象者から聞き取りを行い、障害福祉サービス利用のニ ーズの把握をしたうえで、厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行っております。

④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、 自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

# (回答) 福祉総務課

介護保険の利用が可能である方が、障害福祉サービスの利用を希望される場合には、聞き取り を行い個々の状況に応じて障害サービスの決定を行っております。

⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用 する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

#### (回答) 福祉総務課

介護サービスを利用されず、障害福祉サービスの利用を希望される方につきましては、必要性 を勘案し、支給量の決定を行っており、今後も適切な運用を行ってまいります。

国庫負担金基準につきましては、令和 6 年度の見直しにより、介護保険対象者について一定の 範囲で補助の対象となりましたが、市町村が実際に支出した金額を、国において負担するように、 引き続き国に要望してまいります。

⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービス を利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

#### (回答) 福祉総務課

障害者総合支援法にもとづく、障害福祉サービスにかかる国庫負担金基準につきましては、令和 6 年度の見直しにより、介護保険対象者について一定の範囲で補助の対象となりましたが、市町村が実際に支出した金額を、国において負担するように、引き続き国に要望してまいります。

⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合 事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

#### <u>(回答)高齢介護課</u>

本市の総合事業は、訪問型・通所型サービスとも従前相当サービスを実施しているため、サービスの従事者は有資格者であり、どのような利用者であってもその人らしい生活が送れるよう事業を実施しています。

⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

#### (回答) 福祉総務課

65歳以上の障害者の方で、新高額障害福祉サービス等給付費に該当する方は、利用者負担額が軽減されます。当該制度に該当しない方が、厚生労働省からの通知に基づき必要な障害サービスを利用された場合には、低所得者に配慮し、所得区分に応じた利用者負担額を設定することにより、負担額の軽減を行っております。

#### (回答)高齢介護課

介護保険制度において、介護保険サービス利用者には、費用の1割から3割をご負担いただいておりますが、自己負担額には所得区分に応じた上限額(月額)があり、月の自己負担額が上限額を超過した場合には、超過した金額を高額介護サービス費として支給する制度がございます。さらに、医療及び介護の両制度における一年間の自己負担の合計額が所得区分別の上限額を超えた場合には、超過金額を高額医療合算介護サービス費として支給いたしております。

介護保険制度における利用料の無料化につきましては、現行の高額介護サービス費支給制度、 高額医療合算介護サービス費支給制度と密接に関係するものであることから、制度設計上、ご要 望への対応は本市単独では困難であると考えております。

⑨ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

# (回答) 保険年金課

重度障害者医療費助成制度における自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設につきましては、 大阪府における補助制度の対象外となるため、自治体単独での負担により助成を行う必要があり、 安定的および継続的な事業実施のためには、安定財源の確保が課題となってきます。

本市の財政状況が厳しい状況下にあっては、さらなる財政負担が必要となる市単独での助成は 大変難しい状況となっているため、今後も大阪府市町村福祉医療費補助事業制度で定められた事 務処理要領の基準となる制度を準用しつつ、引き続き国及び府の動向等に注視し、市長会等を通 じて制度拡充の要望をしてまいります。

## 8. 生活保護

① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

#### (回答) 生活支援課

扶養照会については、生活保護制度における扶養義務の取扱いに従い、相談者の申出を聞き取ったうえで「扶養義務の履行が期待できる」と判断された者に対して扶養照会を行っております。 また相談時には生活保護の申請権を有することを説明しております。

② 大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度 I 世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

## (回答) 生活支援課

生活保護に関する相談の際には、申請権を有していない場合等を除いて、ためらうことなく申 請できるよう丁寧に説明し対応しております。 ③ ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとすること。

#### (回答) 生活支援課

令和6年度の生活支援課は、査察指導員2名、ケースワーカー13名の体制となっており、被保護者の支援に影響がでないよう努めております。ケースワーカーの研修についてですが、外部研修への積極的な参加や、また課内においても内部研修に努め、ケースワーカー会議(勉強会)等の開催により、ケースワーカーの育成を図っております。今後も来訪者に対して真摯に対応できるよう適正な職員配置、実施体制の整備に努め、相手の立場に寄り添った対応を心掛けてまいります。

④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

# (回答) 生活支援課

男性ケースワーカーが担当する母子家庭世帯や独身女性の被保護者より、対応者を女性とする 要望があった場合は、出来る限り、女性ケースワーカーと一緒に家庭訪問を実施し、電話対応な どについても女性ケースワーカーを介して行うようにしています。

⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかり やすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなど に常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成 しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

# (回答) 生活支援課

「生活保護のしおり」は、現在、希望される来訪者に対して、いつでも誰にでもお渡し出来るようにカウンターに常時配架しております。また、記載内容につきましては、出来る限り分かりやすく平易な文章で作成しており、また、相談者に寄り添った丁寧な説明を心掛けている次第であります。申請用紙については、相談時にお渡ししております。相談者の方の不安を和らげるような態度をもって接しております。

⑥ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

## (回答) 生活支援課

暴力団対策等を目的として、国から警察との連携体制の強化を求められているところです。その取り組みの一つとして、警察OBの職員配置を実施しております。近年多発する窓口でのトラブルによって来庁されている市民の方々へ危害が及ぶことを未然に防ぎ、安全を確保するためにも必要であると考えております。また女性ケースワーカーの訪問時の安全を図るためにも必要と考えております。当市においては「適正化」ホットライン等は実施しておりません。

⑦ 物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

# (回答) 生活支援課

生活保護基準については、厚生労働省令により定められており、同基準に基づき保護を実施しております。

⑧ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に 基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

#### \_(回答) 生活支援課

住宅扶助については、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき該当される方については経過措置を講じています。

⑨ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

#### (回答) 生活支援課

後発医薬品の使用原則化等は生活保護法の改正により平成30年10月1日から施行されており、 今後も引き続き、該当される方には分かりやすい丁寧な説明を実施してまいります。

⑩ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

#### (回答) 生活支援課

生活保護世帯の子どもの大学等の進学支援として、大学進学時の一時金の支給や住宅扶助を減額しない措置を実施しています。今後も対象世帯に対して普段から、すぐにでも相談に乗れるよう担当ケースワーカーとの関係を構築してまいります。

# 9. 防災関係

① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみかに実施すること。

#### (回答) 危機管理室

避難所となる小学校・中学校の体育館や公的施設の改修については、施設を管理する部署の所管となりますが、災害時における対応として、体育館で使用する大型の扇風機や、和式トイレの上に重ねて洋式トイレとして活用する便座を備蓄するなど、避難所における QOL 向上を図っております。

② 能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

## (回答) 危機管理室

能登半島地震の発生を受け、大阪府においても計画の見直しが図られております。本市におきましても、世間情勢などを鑑みて、大阪府と調整を重ねながら計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。

③ 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには 多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実 施すること。

#### (回答)危機管理室

現在、「高層住宅に住む」高齢者や障がい者の方に限っての支援対策の実施は予定しておりませんが、避難行動要支援者支援制度の運用により、制度へ登録を同意された高齢者や障がい者の方の情報を避難支援関係者へ提供することで、災害時の安否確認や避難支援が円滑にできるよう、支援体制の整備を図っています。

また、「ローリングストック」など災害への備えに関する指導や啓発活動については、様々な機会・媒体を通じて、より一層の周知・啓発に取り組んでまいります。

# 10. 藤井寺社保協からの独自要望

① 市内でお産のできる施設を創設して下さい

#### (回答) 戦略調整課

現在、出産が可能な医療機関としては、本市の近隣に 3 か所あること、また、昨年度末に市民

病院を閉院した背景や、本市の厳しい財政状況を鑑みますと、産科に対応した公立病院の新設は 検討しておりません。

# (回答)健康・医療連携課

現在、市内には産婦人科が2施設あり、いずれも出産を取り扱う施設ではありませんが、妊婦 健康診査などを通じて出産までの健康管理を行っていただいています。

藤井寺市民の出産状況としては、近隣の羽曳野市にある大阪はびきの医療センターでの出産希望者が多く、そのうちほとんどの方が希望通り出産しておられます。また、同じく近隣の柏原市・松原市にも出産可能な医療機関があり、この2つの医療機関におきましては、分娩制限がなく、妊娠週数が進み、他の医療機関での分娩予約がかなわない場合にも、柔軟な受け入れが行われており、妊婦の方には安心して妊娠出産に臨んでいただいていると認識しております。

このような現状を踏まえ、産科の積極的な誘致までは考えておりません。

② さくら町の万代と林の三杉屋が3月末で閉店しました。近隣の市民は日々の買い物に困っています。特に車を持たない、自転車にも乗れない高齢者は買い物難民となっています。 公共バスを配置するなどして藤井寺市として「おでかけ支援」を検討して下さい。

# (回答)まち建設課

本市では、本年度に地域の交通事業者(バス会社、タクシー会社など)や道路管理者、警察等を交えた会議体を設置し、市の新たな交通施策を検討していきたいと考えております。

以上